

下この項において同じ。）において当該内国法人を分割法人とする分割型分割（第五十七条第九項第一号イ及びハ（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第二号又は第十一項第二号（連結納税の承認の申請）に掲げる法人である場合には、これらの号に規定する事業年度）前の各事業年度及び連結子法人である当該内国法人が第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となるものに限るものとし、第五十七条第九項第二号イに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該最初連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度前の各事業年度」を「欠損事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 連結事業年度後の事業年度 当該連結事業年度前の各事業年度
- 二 内国法人（連結子法人に限る。）の第五十七条第八項第一号（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する最初連結期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該

内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度

第八十条第四項中「及び第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割後の解散」及び「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「同条」を「第五十七条」に改める。

第八十一条の三第一項中「益金不算入」の下に「及び第二十六条第三項（還付金等の益金不算入）」を、「損金不算入」の下に「第四十条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）及び第五十七条から第五十八条まで（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等）」を加える。

第八十一条の四第一項中「受ける」を削り、「のうち、連結法人株式等」を「を受けるときは、その配

当等の額（完全子法人株式等）に、「第三項」を「第四項」に、「の百分の五十に相当する金額、連結法人株式等に係る配当等の額並びに係る配当等の額」を「にあつては、当該配当等の額の百分の五十に相当する金額」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「連結法人株式等とは、連結法人」を「完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて連結法人との間に完全支配関係があつた他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）」に、「のうち」を「として」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額又は関係法人株式等に係る配当等の額につき」を削り、「それぞれ次に掲げる金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 その保有する完全子法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額

二 その保有する関係法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

第八十一条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定は、連結法人がその受ける配当等の額（その連結法人の個別益金額を計算する場合に、第二十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その連結法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その配当等の額を生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る配当等の額（その予定されていた事由（その連結法人の個別益金額又は個別損金額を計算する場合に、第六十一条の二十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用があるものを除く。）に基因するものとして政令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第八十一条の五中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第八十一条の六第二項中「支出した寄附金の額のうち」を削り、「連結完全支配関係がある他の連結法人」を「完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人」に、「があるときは、当該寄附金の額」を「（第二十五条の二（受贈益の益金不算入）又は第八十一条の三第一項（第二十五条の二に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定を適用しなかった場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される第二十五条の二第二項に規定する受贈益の額に対応するものに限る。）」に改める。

第八十一条の九第一項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該連結欠損金額をその生じた連結事業年度ごとに区分した後のそれぞれの連結欠損金額に係る限度超過額（当該連結欠損金額が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額については、この限りでない。

一 当該連結欠損金額のうちに特定連結欠損金額が含まれる場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計

額が次号に定める金額に満たない場合には、同号に定める金額)

- イ 当該特定連結欠損金額に係る特定連結欠損金個別帰属額を有する各連結法人の当該特定連結欠損金個別帰属額が当該各連結事業年度の当該各連結法人の控除対象個別所得金額(当該連結欠損金額につき本文の規定を適用せず、かつ、個別損金額を計算する場合の第六十二条の五第五項(現物分配による資産の譲渡)の規定を適用しないものとして計算した場合における第八十一条の第十八第一項(連結法人税個別帰属額の計算)に規定する個別所得金額をいい、当該特定連結欠損金個別帰属額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもののうち当該連結法人に帰せられる金額がある場合には、当該帰せられる金額に相当する金額を控除した金額とする。ロにおいて同じ。)を超える場合のその超える部分の金額の合計額
- ロ 当該連結欠損金額から当該特定連結欠損金額を控除した金額が当該連結欠損金額につき本文の規定を適用せず、かつ、個別損金額を計算する場合の第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各連結事業年度の連結所得の金額(当該連結欠損金額の生じた連

- 結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額。次号において「控除前連結所得金額」という。）から当該特定連結欠損金額に係る特定連結欠損金個別帰属額を有する各連結法人の特定連結欠損金個別控除額（当該特定連結欠損金個別帰属額と当該各連結事業年度の控除対象個別所得金額とのうちいずれか少ない金額をいう。）の合計額を控除した金額を超える部分の金額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該連結欠損金額が控除前連結所得金額を超える場合のその超える部分の金額

第八十一条の九第二項各号を次のように改める。

- 一 当該連結親法人又は連結子法人（第六十一条の十一第一項各号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益））に掲げるものに限る。以下この項において「特定連結子法人」という。）にイ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額がある場合 当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（第四条の三十項又は

第十一項（連結納税の承認の申請）の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人であつた特定連結子法人に係るイに掲げる欠損金額にあつては、当該欠損金額の生じた事業年度において青色申告書である確定申告書（イに規定する災害損失欠損金額にあつては、第五十八条第四項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書）を提出していることその他の政令で定める要件を満たしているものに限る。）

イ 最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日前七年以内に開始した当該連結親法人又は特定連結子法人（ロに規定する特定連結子法人を除く。）の各事業年度において生じた第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く。）又は第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額（同条第二項の規定により同条第一項に規定する災害損失欠損金額とみなされたものを含み、同条第三項の規定によりな

いものとされたものを除く。)

ロ 最初連結事業年度開始の日前七年以内に開始した当該特定連結子法人(当該開始の日の前日が連結事業年度終了の日であるものに限る。)の各連結事業年度において生じた当該特定連結子法人の連結欠損金個別帰属額

二 当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする適格合併(被合併法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人(連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める法人を除き、特定連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものを含む。)であるものに限る。)

以下この号において同じ。)が行われた場合又は当該連結親法人との間に完全支配関係(当該連結親法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六(定義)に規定する相互の関係に限る。)がある他の内国法人で当該連結親法人若しくは連結子法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの(当該連結親法人との間に連結完全支配関係がないものにあつては連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める内国法人を除き、当該連結親法人との間に連結完全支配関係があるものにあつては特定連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものに限る。)の残余

財産が確定した場合 次のイ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結親法人又は連結子法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

イ 当該被合併法人又は他の内国法人（それぞれロに規定する被合併法人又は他の内国法人を除く。イにおいて同じ。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各事業年度（当該被合併法人又は他の内国法人が特定連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものである場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日前に開始した事業年度に限る。）において生じた第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額（当該被合併法人で当該連結親法人若しくは連結子法人（当該適格合併が当該連結親法人又は連結子法人を設立するものである場合には、当該適格合併に係る他の被合併法人。イにおいて同じ。）との間に支配関係があるもの又は当該他の内国法人が特定連結子法人又はこれに準ず

る法人として政令で定める法人に該当しない場合において、当該適格合併が同条第三項に規定する政令で定める合併に該当する場合又は当該被合併法人若しくは他の内国法人と当該連結親法人若しくは連結子法人との間に当該適格合併の日の属する連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日、当該被合併法人若しくは他の内国法人の設立の日若しくは当該連結親法人若しくは連結子法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しないときは、第五十七条第三項の規定により当該未処理欠損金額に含まれないものとされる金額を除く。）又は第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額

ロ 当該被合併法人（当該適格合併の日の前日が連結事業年度終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）又は当該他の内国法人（当該残余財産の確定の日が連結事業年度終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該被合併法人又は他の内国法人の連

結欠損金個別帰属額（当該被合併法人で当該連結親法人若しくは連結子法人（当該適格合併が当該連結親法人又は連結子法人を設立するものである場合には、当該適格合併に係る他の被合併法人。

口において同じ。）との間に支配関係があるもの又は当該他の内国法人が特定連結子法人又はイに規定する政令で定める法人に該当しない場合において、当該適格合併が第五十七条第三項に規定する政令で定める合併に該当する場合又は当該被合併法人若しくは他の内国法人と当該連結親法人若しくは連結子法人との間にイに規定する最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しないときは、当該連結欠損金個別帰属額のうち同項の規定により未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額を除く。）

第八十一条の九第三項を次のように改める。

3 第一項に規定する特定連結欠損金額とは、前項の規定により連結欠損金額とみなされる金額のうち次の各号に掲げる金額をいい、第一項に規定する特定連結欠損金個別帰属額とは、当該各号に掲げる金額に係る連結欠損金個別帰属額をいう。

一 前項第一号に規定する特定連結子法人に係る同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当

該特定連結子法人が同号の連結親法人の最初連結事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に行われた株式移転に係る株式移転完全子法人であつたものうちその発行済株式の全部が当該株式移転により設立された株式移転完全親法人であつた当該連結親法人によつて当該株式移転の日から当該開始の日まで継続して保有されているもの（他の法人に支配されているものとして政令で定めるものを除く。次号において「連結親法人同等法人」という。）である場合には、イ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除く。）

イ 当該開始の前日七年内に開始した当該特定連結子法人の各事業年度（当該株式移転が適格株式移転に該当しないものである場合には、当該各事業年度のうち当該株式移転の日の属する事業年度前の事業年度を除く。）において生じた前項第一号イに掲げる欠損金額

ロ 当該開始の前日七年内に開始した当該特定連結子法人（当該開始の日に当該株式移転（適格株式移転に限る。）が行われたことに基因して第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された連結親法人であつたものに限る。）

のその承認に係る各連結事業年度において生じた前項第一号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額

二 前項第二号の連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする同号に規定する適格合併に係る同号の被合併法人又は当該連結親法人との間に完全支配関係がある同号に規定する他の内国法人に係る同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該被合併法人又は他の内国法人が連結親法人同等法人である場合には、同号イ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額に前号イ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を含まないものとして計算した場合の同項第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額）

第八十一条の九第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「について連結確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して連結確定申告書を提出している場合（第二項各号）」を「（第二項第一号）に、「については、最初の連結事業年度（同項第三号）」を「あつては同号イに規定する最初連結事業年度とし、同項第二号」に、「あつては、同号に規定する適格合併等の日の属する連結事業年度（の）」を「あつては同号に規定する適格合併の日の属する連結事業年度又は同号の残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度とする。」について「に、「場合）」を「場合」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」の下に、「第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第

四項中「次の各号に規定する場合には、」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第一号中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 連結子法人の残余財産が確定した場合のその残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第五項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

三 連結親法人又は連結子法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。）とし、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人（当該連結親法人又は連結子法人との間に支配関係があるものに限るものとし、連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める法人を除く。以下この号において「非連結法人」という。）を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする第五十七条第四項に規定する

適格組織再編成等（同項に規定する政令で定めるものを除く。以下この号において「適格組織再編成等」という。）が行われた場合（当該適格組織再編成等の日（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日、当該連結親法人若しくは連結子法人の設立の日又は当該非連結法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該連結親法人又は連結子法人と当該非連結法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）の当該連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結親法人又は連結子法人の連結欠損金個別帰属額を同項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によらないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額

第八十一条の九第四項第四号を削り、同項第五号中「解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）」を「破産手続開始の決定により解散」に、「解散の」を「破産手続開始の決定の」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「規定する場合」の下に「に該当する場合」を加え、同号を同項第五号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 連結法人を合併法人とする合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人とするものが行われた場合（当該合併の日が連結親法人事業年度開始の日又は当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合を除く。）又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が連結親法人事業年度終了の日である場合を除く。）において、これらの他の連結法人の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額に相当する金額（当該残余財産が確定した他の連結法人に株主等が二以上ある場合には、当該欠損金額に相当する金額を当該他の連結法人の発行済株式又は出資（当該他の連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、当該連結法人の当該合併の日の属する連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二編第一章の二第一節第三款第七目を削る。

第八十一条の九の二第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、「(次項)の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「である連結親法人が」を「である連結親法人又は連結子法人と他の法人との間で」に、「又は現物出資を行う」を「現物出資又は第二条第十二号の六(定義)に規定する現物分配が行われる」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項第一号中「が当該連結親法人との間に第四条の二(連結納税義務者)に規定する完全支配関係がない法人(以下この号及び第四項において「非支配法人」という。）」との間で当該連結親法人を前条第二項第三号に規定する合併法人等(第四項において「合併法人等」という。）」とする同号に規定する適格合併等(以下この号及び第四項において「適格合併等」という。))を行う場合における当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人(第四項において「被合併法人等」という。))である非支配法人の当該適格合併等を「又は連結子法人を合併法人とする前条第二項第二号に規定する適格合併が行われる場合における当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併」に、「同条第二項第三号イ」を「同号イ」に、「適格合併等が」を「適格合併が」に改め、「同日」の下に「。次項において「三年経過日」という。」を加え、同項第二号中「が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で当該連結親法人」を「又は連結子法人」に、「又は被現物出

資法人」を、「被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「前条第四項第四号」を「前条第五項第三号」に、「適格合併等を行う」を「適格組織再編成等が行われる」に改め、「おける当該連結親法人」の下に「又は連結子法人」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「同項第二号に規定する連結子法人が、同項第一号」を「同項第一号に規定する特定連結子法人（以下この項において「特定連結子法人」という。）が、同号イ」に、「最初連結親法人事業年度」を「最初連結事業年度」に、「又は連結子法人」を「又は特定連結子法人」に、「同号に規定する欠損金額又は同項第二号イに規定する欠損金額若しくは」を「同号イに規定する欠損金額又は」に、「同項の」を「同条第二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前条第二項の連結親法人若しくは連結子法人と欠損等法人若しくは欠損等連結法人との間で当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする同項第二号に規定する適格合併が行われる場合又は同項の連結親法人との間に同号に規定する完全支配関係がある同号に規定する他の内国法人である欠損等法人若しくは欠損等連結法人の残余財産が確定する場合には、これらの欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号イに規定する

未処理欠損金額又は同号口に掲げる連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

第八十一条の九の二第二項の次に次の一項を加える。

3 欠損等連結法人の該当日以後に当該欠損等連結法人との間に前条第二項第二号に規定する完全支配関係がある内国法人で当該欠損等連結法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合における当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号イに規定する未処理欠損金額又は同号口に掲げる連結欠損金個別帰属額（当該残余財産の確定の日が当該欠損等連結法人の三年経過日以後である場合には、当該未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、同項の規定は、当該欠損等連結法人については、適用しない。

第二編第一章の二第一節第三款第六目中第八十一条の九の二を第八十一条の十とする。

第八十一条の十二第二項中「（保険業法に規定する相互会社を除く。）」を削り、同条第六項中「第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）」に規定する受託法人」を「連結親法人のうち各連結事業年

度終了の時に於いて第六十六条第六項各号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの」に改める。

第八十一条の十三第二項中「支出すべき」及び「収入すべき」を「歸せられる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該連結事業年度の連結所得の金額（当該連結事業年度終了の日の翌日に適格合併に該当しない合併により解散した連結法人がある場合には、第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における連結所得の金額）

第八十一条の十三第二項第二号中「益金不算入」の下に「又は第二十五条の二第二項（受贈益の益金不算入）」を加え、同項第四号中「同項第一号に係る部分の金額」を「同項第一号に掲げる金額にあつては、第八十一条の三第一項（第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町

村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額」に、「同条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第五号中「の合計額」を「並びに同条第三項に規定する政令で定めるものに相当する金額の合計額」に改める。

第八十一条の十五第五項中「適格現物出資又は適格事後設立（以下この項）を「又は適格現物出資（以下この項）」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「現物出資法人又は事後設立法人（」を「又は現物出資法人（」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割、」を「適格分割又は」に改め、「又は適格事後設立」を削り、「この号」を「第七項まで」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人（次項及び第七項において「分割法人等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（次項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同条第七項中「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「分割前三年内事業年度又は」を削り、同条第八項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第八十一条の十六中「又は同日前に開始した事業年度で当該連結法人が自己を分割法人とする分割型分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度（以下この条において「分割前事業年度」という。）の所得に対する法人税（当該連結法人が当該「（当該」に、「に自己を」を「に当該連結法人を」に、「適格合併を行つた」を「適格合併が行われた」に、「（同項」を「（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）」に改め、「又は分割前事業年度」を削り、「第三百二十四条の二第一項」を「第三百三十五条第一項」に改める。

第八十一条の十八第一項中「連結法人が」を「連結法人に」に、「支出し」を「帰せられ」に、「収入すべき」を「帰せられる」に改め、「の金額をいう。」の下に「がある場合にはそれぞれ当該個別所得金額」を加え、「金額又は」を「金額と加算調整額（当該連結法人に係る第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）とを合計した金額から減算調整額（当該連結法人に係る第二号から第四号までに掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額又は減算調整額から当該合計した金額を控除した金額とし、当該連結法人の当該連結事業年度の」に改め、「とする。」の下に「が

ある場合にはそれぞれ加算調整額から当該個別欠損金額」を加え、「に、当該連結法人に係る税額調整金額（第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額を減算した金額をいう。）を加算し、又は減算した」を「と減算調整額とを合計した金額を控除した金額又は当該合計した金額から加算調整額を控除した」に改める。

第八十一条の十九第一項中「（当該連結親法人の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）」を削り、同項第一号中「第三項」を「次項及び第六項」に改め、「が最初連結親法人事業年度（」の下に「連結親法人の」を加え、「最初の連結親法人事業年度をいう。以下この号」を「最初の連結事業年度をいう。以下この条」に改め、同号イ中「次項及び第六項」を「以下この条」に改め、同号口中「支出すべき」を「その連結法人に帰せられる」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「（連結納税義務者）」を削り、「の連結親法人事業年度」を「の同項の連結事業年度」に、「同号の規定にかかわらず、同号」を「同号、前項及び第五項の規定にかかわらず、これら」に改め、同項第一号中「前連結親法人事業年度の」を「当該前連結事業年度の」に、「当該前連結親法人事業年度」を

「当該前連結事業年度」に改め、「(第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、同項各号に定める期間の開始の日)」を削り、同号イ及びロ中「連結親法人事業年度」を「連結事業年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の連結親法人の同項の連結事業年度(最初連結親法人事業年度を除く。)開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第一項(連結納税の承認の取消し)の規定により連結子法人(当該連結事業年度開始の時にあって当該連結親法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。)につき第四条の二(連結納税義務者)の承認が取り消されたとき若しくは第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人につき同項第四号に掲げる事実(合併による解散を除く。)が生じたとき若しくは当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併により解散をしたときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、連結確定法人税額から第一号に掲げる金額を減算し、又は連結確定法人税額に第二号に掲げる金額を加算した金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除